

6 流域森林・林業活性化への取組

(1) 森林の流域管理システムについての概要

森林の流域管理システムとは、森林を管理する上で合理的な地域の広がりである流域(全国158流域、全道13流域)を基本単位として流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等の多様な関係者の協議・合意の下に、その流域の特性に応じた、民有林・国有林を通じた適切な森林整備と林業等の活性化を図るものです。

平成3年度改正の森林法で森林の流域管理システムが林政の柱として位置づけられ、推進体制整備のため十勝流域森林・林業活性化センターが設立、「十勝流域林業活性化基本方針」を策定し活動を開始しました。更に、森林・林業・木材産業の活性化に向けての重点的取組方向・具体的取組・年度別事業計画をとりまとめた「十勝流域森林・林業活性化実施計画書」を策定し、流域活性化に向けた取組を行っています。

(2) 主な取組

十勝流域森林・林業活性化センターでは、組織内に、「十勝流域森林・林業活性化協議会」、「十勝緑化推進委員会」、「林業・木材産業対策協議会十勝地区推進委員会」を設置し、それぞれ流域活性化に向けた取組を行っています。

【30年度】

1 十勝流域森林・林業活性化センター事業

林業体験活動事業
(林業体験学習)
(H30.10.31 鹿追町)



森林認証検討事業
(森林認証に関する勉強会)
(H31.3.15 帯広市)



十勝の森と家をつなぐバスツアー
(H30.10.27 上士幌町)



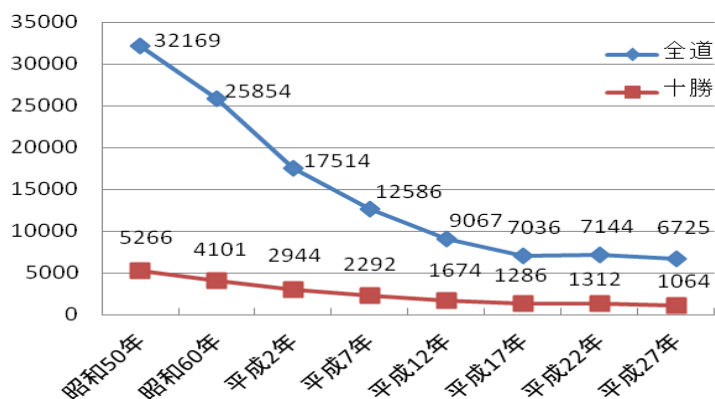
II 林業経営と担い手

1 林業労働者

(1) 林業労働者の現状

林業労働を巡る状況は、林業生産活動の停滞や山村地域の過疎化・高齢化の進行などにより、林業労働者の減少と高齢化が長らく続いていましたが、近年の林業生産活動の活発化に伴い、新規の就労者が少しずつ増加してきています。

十勝管内においても僅かながら増加に転じています。



林業就業者の推移(人)

(資料:国勢調査)

(2) 林業労働災害

近年、地球温暖化など自然環境への国民の関心は高く、森林への期待が高まっています。これらの森林を守り適切に育てていくため、林業の担い手となる人の安全で安心な職場環境が強く求められています。

林業労働は、急傾斜地や高い所の作業が多く、チェーンソーや刈払機など「切れ、こすれ」型事故も多く発生します。また、野生生物による死亡報告もされ、きつい、汚い、危険の3K職場の典型と言われてきました。最近では、高性能林業機械の導入促進や作業員の安全ズボン、作業用防護用具などが普及してきています。

いずれにしても、労働災害は被害者本人、家族だけでなく、会社や地域にとっても重大な問題です。



2 森林組合

森林組合は、地域の森林所有者が組合員となって、林業経営を効率よく進めるために組織している協同組合です。

組合員のために、植林や下刈り、除・間伐などの山づくりから丸太の生産・販売を行っているほか、木材加工施設を有し、製材やチップなどを生産している組合もあり、山村地域の雇用の場としての役割も担っています。

管内19市町村には12の森林組合があり、比較的規模の大きな組合が所在していますが、木材市況の低迷や木材需要の減少など、森林組合の経営にとっては厳しい状況が続いています。

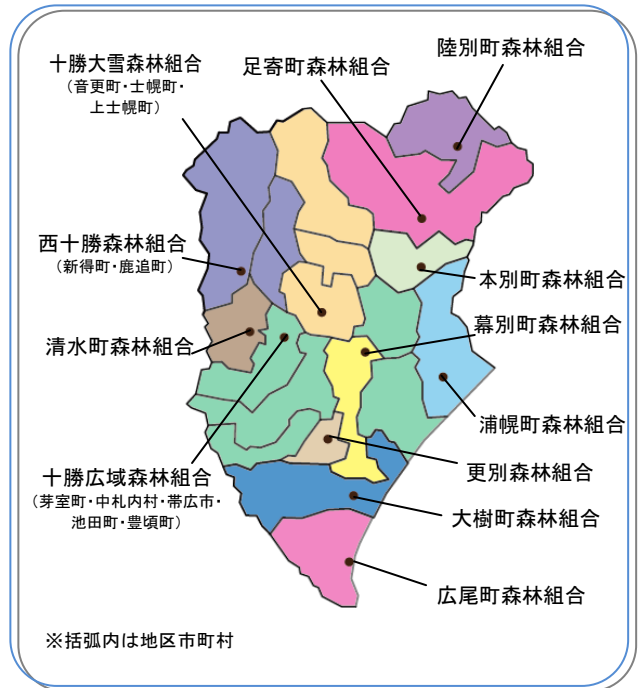


表 森林組合の経営基盤(H29)

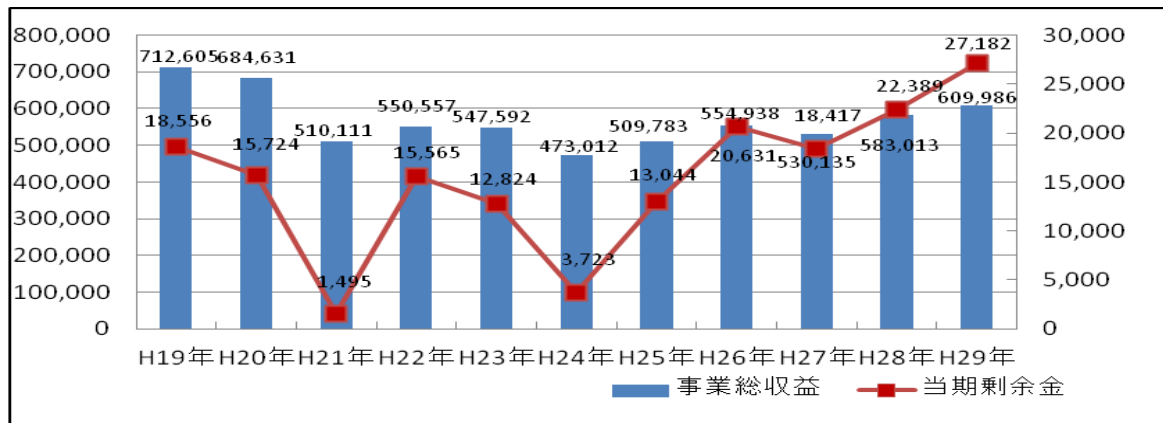
区分	経営基盤							執行体制(人)	
	森林面積(ha)			組合員数(人)				常勤 理事	専従 職員
	地区内 民有林	組合加入	加入率 (%)	正組合員	准組合員	合計	うち道外 居住者		
管内	229,904	174,573	75.9	6,128	259	6,387	253	11	103
全道	1,863,270	1,010,026	54.2	38,624	1,018	39,642	2,070	54	548

表 森林組合の事業量(H28)

区分	販売部門(m3)		加工部門(m3)		購買部門(千本)		森林整備部門(ha)	
	販売	林産	製材品	チップ	購買苗木	養苗苗木	新植	保育
管内	133,622	209,930	45,028	186,028	1,911	504	1,331	6,263
全道	692,874	665,946	177,675	424,488	11,433	870	6,832	46,535

出典：森林組合現況調査一覧(平成29年度版)

事業総収益・当期余剰金の推移(管内平均)



Ⅲ 公益的機能の維持増進

1 林地の適正な開発

(1) 林地開発許可制度の役割

森林の無秩序な開発を防止し、林地の適正な利用を確保して森林の持つ公益的機能を維持するため、森林法の中に林地開発許可制度があります。この制度では、1ha を超える森林を開発しようとする者は知事の許可を受けなければなりません。許可の基準としては、開発行為により災害や水害が発生しないこと、森林が持っている水源をかん養する働きや開発地周辺の環境に著しい影響を与えないことなどが定められています。

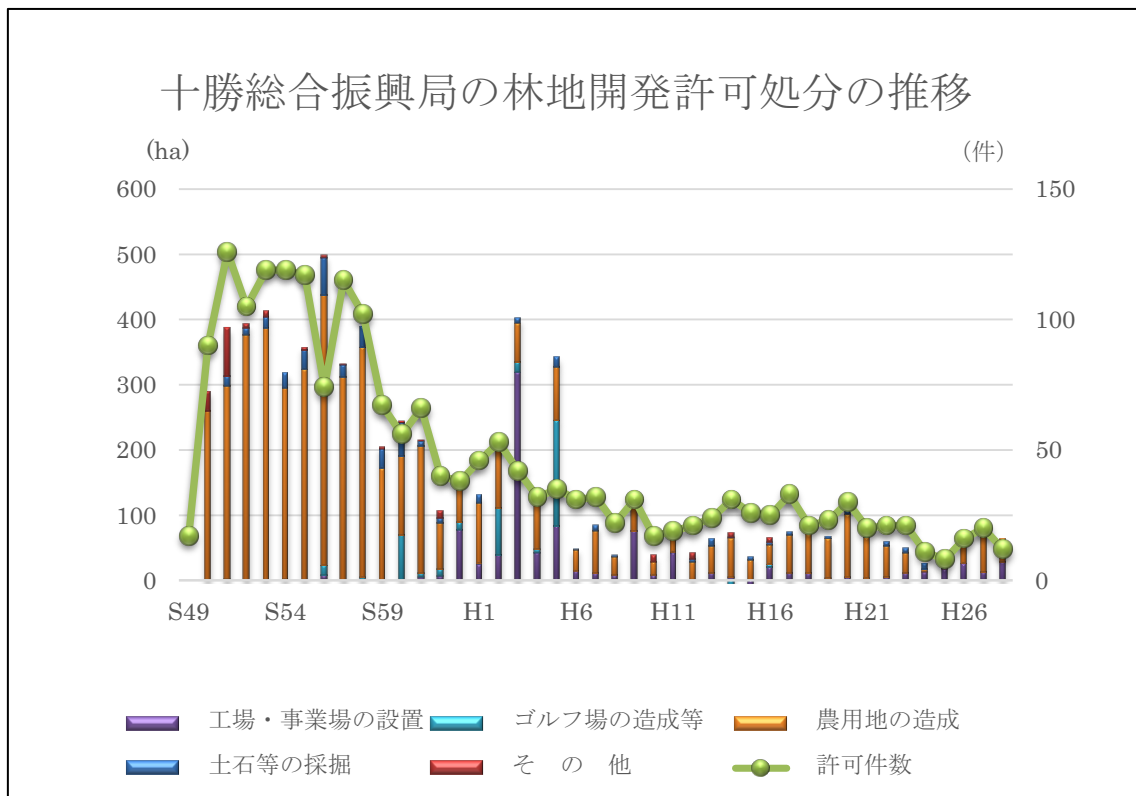


事業場の設置（建設機械の試験場）

【浦幌町】

(2) 林地開発の現状

林地開発制度が創設された昭和 49 年から平成 29 年度までの許可状況をみると、件数 1,987 件、面積 7,158ha の開発が行われております。年度によって増減がありますが、平成 6 年頃から横ばい傾向にあり、近年は農用地の造成が主なものとなっております。



(資料 : 平成30年3月31日現在 林地開発許可事務実施状況(～H29))

2 保安林

(1) 保安林の機能と役割

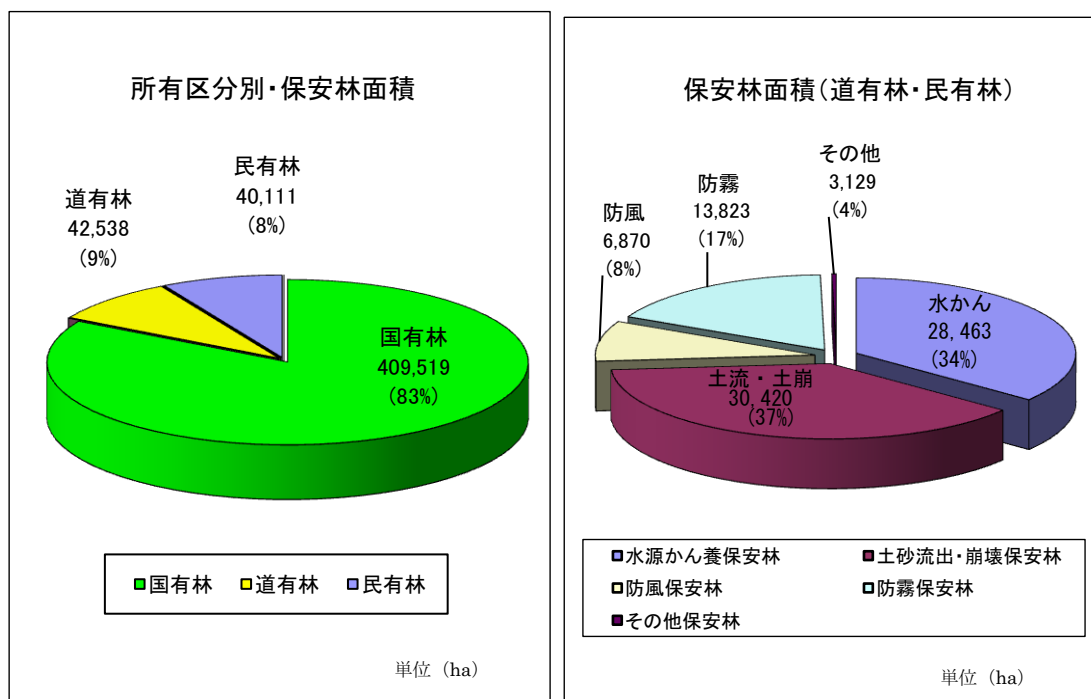
森林は、木材生産の場だけでなく、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全、森林レクリエーションの場の提供などの公益的機能を持っており、近年、このような機能に対する関心はますます高まりを見せています。森林法では、公益的機能を発揮させる必要のある森林をその目的に応じ17種類の保安林に指定し、適切な施業によって保全機能を確保します。



防風保安林【更別村】

(2) 保安林の現状

管内の保安林は、北部の山地には主として水源かん養保安林、日高山脈周辺には土砂流出防備保安林、内陸平坦部には防風保安林、太平洋沿岸には防霧保安林、国道、道道などの急傾斜地には土砂崩壊防備保安林が配備されています。



(資料：平成29年度林業統計)

3 治山

(1) 治山事業とは

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成や地球温暖化防止等を図るきわめて重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かな暮らしを実現するために必要不可欠な事業です。



(2) 十勝管内の治山事業

管内における治山事業は、昭和 24 年に全道的にもいち早く始まりました。

当時、池田町ほか6町村において177万円で実施された事業費は、平成26年には6億3千万円と約3500倍となっています。

ここ数年の管内の災害対策は、短時間に局所的に降る豪雨に起因する内陸部の丘陵地帯の急傾斜面の崩壊対策、中小河川の荒廃野溪対策が主となってきています。

また、内陸部の耕地防風林や太平洋岸沿いの海岸防風林を災害に強い保安林として整備するとともに、地域住民の生活の安定と産業基盤の整備を期すよう進めているところです。

(下流へ土砂流出を防いだ治山ダム～本別町)

(農地や道路を守る防風林～帯広市)

